

事業番号 0089、0088

(事業名) 犯罪被害者等施策推進経費、交通安全対策推進経費

(担当部局) 政策統括官(共生社会政策担当)

- 公開プロセスでの評価結果 -

犯罪被害者等施策推進経費

<評価結果> 事業内容の改善 4、事業全体の抜本的改善 2

<取りまとめコメント>

地方自治体等の体制整備が重要であり、中長期的なビジョンを持って府省、地方との関係を全体見直していくべき。

<外部有識者の評価>

イ 事業全体の抜本的改善	2名
ロ 事業内容の改善	4名
ハ 現状通り	0名

<外部有識者のコメント>

- ・事業目的の重要性は当然に肯定されるべきものであるが、現状具体的効果を上げ得る施策に至っていない。ブロックごとの研修開催等の事業にあったが、より自治体との距離を物理的にもつめ（.e. 接触頻度を増やし）自治体の意識向上を図って頂きたい。
- ・将来的には自治体へ移管すべき。
- ・地方公共団体職員に対する研修は、国でやる必要があるのか疑問。白書作成に限定すべきではないか。
- ・適切なアウトカム指標になっていない可能性がある。本来は、地方自治体にて行われるべき事業である。但し、白書の作成は国の事業として必要であるとはいえ、内閣府の事業である必要性は小さい。従って、事業の規模の縮小という意味で「事業内容の改善」とする。
- ・施策目的から事業実施に異を唱えることの難しい分野であり、しかるが故にマンネリズムに陥りやすい。
- ・施策の効果の検証スキルを磨くべきであり、また、施策の内容を随時変えることも必要と思う。

- ・最終的にこの施策を将来どのような形に落ち着かせたいのか。そのイメージが見えない中で事業をレビューしても「節約」程度の話しかできない。
- ・そろそろ内閣府の手から離しても良いのではないか。
- ・地方公共団体の窓口の対応体制を整備充実させることが目的とするなら、現在の方法は最適な方法なのか。他の手法は取りえないのか。
- ・地方公共団体関連の予算が不足している、ということはないのか。
- ・地方公共団体の体制を整備していくという観点からいえば、違う取り組みへの切り替えも必要となるのではないか。
- ・都市部と都市部以外では対応を変えるべきではないか。

交通安全対策推進経費

<評価結果> 事業全体の抜本的改善 3、事業内容の改善 3

<取りまとめコメント>

総合調整という内閣府の役割が施策全体においてどの程度のものなのかが不明確。主管省庁、地方自治体との役割分担も考慮した見直しが必要。

<外部有識者の評価>

イ 事業全体の抜本的改善	3名
ロ 事業内容の改善	3名
ハ 現状通り	0名

<外部有識者のコメント>

- ・施策目的から事業実施に異を唱えることの難しい分野であり、しかるが故にマンネリズムに陥りやすい。
- ・施策の効果の検証スキルを磨くべきであり、また、施策の内容を随時変えることも必要と思う。
- ・調査研究やフォーラム、作文コンクールなどの「成果」は、いかなる形で測定、評価できるのか。説明責任が求められる中で、そろそろ丁寧に考えるべき時期であろう。
- ・(政府全体の総合調整を行う)内閣府がやる必要はないのでは。法律にあるという説明は弱い。
- ・交通ボランティア等に関する制度は安定的に運用されているのか。
- ・今度、中長期的に見た場合、交通ボランティア等を安定的に運用するためには何が必要なのか。
- ・都市部と都市部以外では対応を異なるのではないか。

- ・事業内容の多くの部分は自治体特有の事情に関わる部分であり、本事業自体は大幅に予算額カットの上、移せる部分は又は移すべき部分は自治体への移管を図るべき。
- ・警察の本来業務であると考えられる。警察庁や地方がどうしてもできない部分を除き、廃止。
- ・アウトカム成果指標が適切に設定されておらず、この成果指標ならば既に目的達成となり、この事業自体必要ない。
- ・本来は地方自治体の事業ではないか。但し、白書の作成事業については、国の事業として必要であるとはいえ、それが内閣府の事業である必要性は小さい。従って、事業規模の縮小という意味で「事業内容の改善」とする。